

青森市立筒井中学校 いじめ防止基本方針

青森市立筒井中学校
校長 横山 誠之

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 平成26年6月制定 9月施行）

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける重大な人権の侵害行為である。全ての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を学校全体で作ることが求められている。

学校・家庭・地域社会にあっては、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解決に取り組まなければならない。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、再発防止に向け事実関係や思いを聴取するなど、事後指導にあたる。

<参 考>

◎いじめの態様（犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……脅迫、名誉毀損、侮辱
- ②仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……暴行
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……暴行、傷害
- ⑤金品をたかられる ……恐喝
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……窃盗、器物破損
- ⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……強要、強制わいせつ
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……名誉毀損、侮辱

2 いじめ未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己有用感、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア 全校生徒会による活動（筒井中愛スル大作戦等）

- ・生徒が主体となり、いじめを無くするための話し合いなど、いじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。

イ 学年・学級活動（学期始めの学級の時間）

- ・よりよい人間関係づくりをめざし、エンカウンターやグループワークによって、コミュニケーション能力を高め、仲間との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心を持って、周囲に応えようとする心情を高める。

ウ 特別の教科 道徳 の授業の充実（学期始め）

- ・毎週、自己肯定感を育てる授業として位置付け、心のノート等を活用して生徒同士の心と心の連携を図るとともに、学年全教師が互いに授業を見せ合うなど学年全体で特別な教科 道徳を担当する。
- ・学年始め及び夏季休業後、冬季休業後には、いじめの防止等に関わる道徳的価値や内容項目等を重点的に取り入れ、自己有用感の育成に努める。
- ・スマートフォン、インターネットからLINEなどのSNSを使った書き込みなどのトラブルを事例にした情報モラルに関する題材を取り上げる。

エ 全校集会

- ・いじめ撲滅を呼びかける集会、及び標語づくりによる意識付け。
- ・校長や委員会による講話や啓発活動。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、社会性を育む教育活動や人権尊重の精神を貫いた教育活動を推進する。

ア 一人一人が活躍できる学習活動（毎日の授業）

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・授業規律の徹底
- ・個に応じた指導や分かる授業に向けての授業改善
- ・生徒が主体的に取り組める学習活動や家庭学習の工夫

イ 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

（総合的な学習の時間・学校行事・職場体験・職場訪問）

- ・総合的な学習（キャリア教育等）でソーシャルスキルトレーニングを行うとともに、社会体験や交流体験等を実施する中で、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、自分も認められる価値がある人間であると感じさせることで自己有用感や自尊感情を育む。
- ・小中高連携・行事等での異年齢交流の充実
- ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実

ウ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

（年度初め、長期休業後にいじめに係る事項の授業の実施）

- ・年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

エ 人とつながる喜びを味わう体験活動（職場体験・職場訪問・ボランティア活動）

- ・友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間においても、いじめ防止に関わる道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

イ 生徒の変化を敏感にキャッチできるように、いじめに関する校内研修を実施する。また、気になる事例に対して、学年会議や主任会、生徒指導部会等において情報を共有化し、より大勢の目で当

該生徒を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。(いじめ等発見カードの活用)

エ 「学校生活に関するアンケート」を実施し、生徒の悩みや人間関係及び健康状況の把握に努め、いじめゼロの学校づくりを目指す。(長期休業明け)

オ エと同様に毎月の「いじめに関するアンケート」により、いじめ防止に対して実践的な態度を養う道徳教育を推進する。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 学校評価(自己評価)などを通じて、いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応について評価することで、全職員の組織的な取組を促す。

ウ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対して毅然とした態度で指導にあたる。

エ 傍観者の立場にいる生徒たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

オ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

カ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起ったときには、家庭との連携を一層密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 学校や家庭で話すことが困難な状況であれば、「いじめ相談電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も促す。

ウ P T A例会(7月・12月・3月)や三者面談(12月)及び教育相談(6月・11月・1月)などで積極的に保護者からの情報を受け入れるとともに、学校評議員会(5月・2月)や地域懇談会等(6月)で通学時の様子など広く情報収集に努める。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

ア 「いじめ防止推進教師」(平成28年11月28日発令)

- ・生徒指導主事を「いじめ防止推進教師」に任命し、教職員が気づいた生徒の些細な変化に関する情報を集約、分析し、「いじめ防止対策委員会」に提案し協議するとともに、職員会議等で全教職員に周知する。

イ 「生徒指導交換会」

- ・年度始めに全職員で「学校いじめ防止基本方針」を共通理解するとともに、月1回生徒指導交換会等において、気になる生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

※生徒指導部主幹

ウ 「いじめ防止対策委員会」毎週月曜日

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長・教頭・生徒指導主事(いじめ防止推進教師)・各学年主任・教育相談担当・養護教諭・(事案によっては当該学級担任・スクールカウンセラー・部活動担当者)によるいじめ防止対策委員会を設置する。

※校長が主催

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急を要する生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報

告する。また、状況によっては、緊急生徒指導情報交換会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、**緊急筒井中生徒指導連絡協議会**を開催する。緊急筒井中生徒指導連絡協議会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、PTA会長、青森警察署（筒井交番）、学校評議員

5 いじめを認知した場合の青森市教育委員会への報告

(1) 「いじめ対応シート」の提出（随時）

・いじめの認知し、所期対応を実施した場合は、速やかに市教育委員会へ「いじめ対応シート」を提出する。

(2) 「いじめの状況報告書」の提出（月末）

・毎月末にいじめの状況をとりまとめ、月末までに市教育委員会へ「いじめの状況報告書」を提出する。

(3) 重大事態が起きた場合の対応

・いじめ防止対策推進法及び青森市いじめ防止基本方針で定める重大事態が発生した場合は、国が示したフロー図に従い、市教育委員会へ速やかに報告し、指導を仰ぐ。

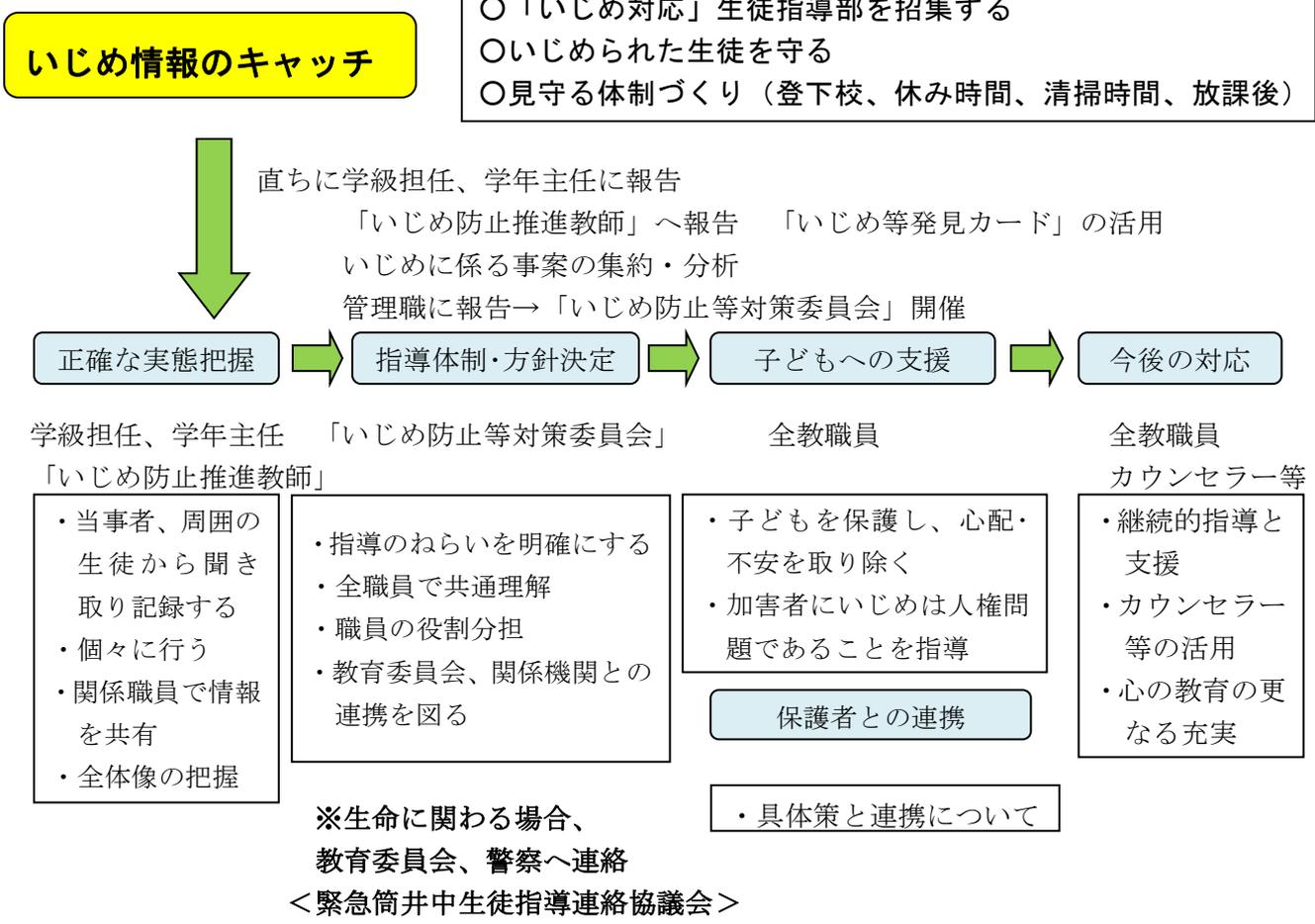
◎ 未然防止のために

- (1) 授業規律の徹底 (2) 人権教育の充実 (3) 道徳教育の充実
- (4) 体験教育の充実 (5) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
- (6) 年度初め、夏季・冬季休業後のいじめ防止を中心とした授業の定期的な実施

◎ 早期発見のために

- (1) 日々の観察 (2) 観点の共有 (3) 生活記録ノート（わたしのあしあと）
- (4) 教育相談 (5) いじめ調査（生活アンケート調査）
- (6) ワークショップを取り入れた校内研修 (7) 保護者、地域からの情報収集

◎ 早期対応の基本的流れ



いじめ防止等対策委員会設置要綱

第1条 趣旨

いじめが原因で児童生徒が自ら命を絶つという出来事が起きている。このようなことをなくすために、筒井中学校の教育活動に携わるすべての関係者一人一人が、いじめの重要性をより一層認識する必要がある。さらに、いじめはどこの学校・学級でも起こりうるという認識を学校関係者一人一人が強くもち、いじめに対処する必要がある。

よって、筒井中学校におけるいじめの未然防止並びに正確な実態把握とその解決に向けた協議を「いじめ防止推進教師」を中心に定期的に行い、学校としての方針や具体的な取組を検討する。

第2条 検討事項

上記趣旨に基づき、以下の内容についての具体的な検討を行う。

- 1 いじめの正確な実態把握とその解決に向けた協議
- 2 「いじめ防止基本方針」の策定について
- 3 「いじめ対応マニュアル」の作成について
- 4 学校関係者への更なる意識啓発（未然防止）のあり方について
- 5 その他委員会が必要と認める事項について

第3条 委員長及び副委員長

委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 1 委員長は校長とし、委員会を統括する。
- 2 副委員長は、教頭とし委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

第4条 召集

委員会は、委員長が招集する。

- 1 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 2 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は委員長が委員会に諮り定める。

第5条 庶務

委員会の庶務は、いじめ防止推進教師が処理する。

第6条 委員

校 長（委員長）	教 頭（副委員長）	いじめ防止推進教師 （生徒指導主事）
各学年主任	養護教諭	当該学級担任
※スクールカウンセラー	関係職員	

いじめに対する対応（基本方針）

1 いじめを許さない学校づくり

- (1) 人間は共に生きているという原点に立ち帰り、お互いを思いやり、人格を尊重しながら、成長し合うことが大切であるとの認識のもと、改めて、暴力を許さず、生命や人権を守る教育指導の充実に努める。また、地域や家庭においても、大人がいじめの問題の深刻さを十分認識できるよう留意する。

《人権を守る教育指導の充実》

- (2) そうした中であって、「いじめは決して許されない」との強い認識を徹底し、再度、生徒と教職員が共有するとともに、生徒や教職員等誰もが、いじめの傍観者とはならず、いじめを抑止する仲裁者となる土壌を育む。

《いじめを許容しない土壌の形成》

- (3) インターネットや携帯電話を利用したネット上のいじめが新たな問題として生じていることに留意し、子どもに情報モラルを身につけさせる指導の充実や、教職員の情報リテラシーの向上を図りながら適切に対応する。 **《情報化社会への対応》**
- (4) 夏季休業中など特に長期休業中においては、被害、加害を問わず、いじめの兆候の見られる子ども、過去にいじめがあった子どもへの家庭訪問等、きめ細かな対応を行う。 **《長期休業中のきめ細かな生徒指導》**

2 いじめに対する認識や気づきへの対応

- (1) 常日頃から子どもの生活実態について、個別面談や日記の活用等工夫したきめ細かい把握に努め、子どもが発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。その際、一部の教職員が情報を抱え込み、対応が遅れることがないように、複数の教職員で確認し、情報を共有する。 **《いじめ情報の共有化》**
- (2) 教職員がいじめを見抜く目や立ち向かう姿勢などが弱くなっていないかなど、今一度見直し、子どもの変化を敏感に察知するなどの認知能力を高める校内研修等に取り組み、教職員が一丸となった体制づくりに努める。 **《いじめ認知能力の向上》**

3 いじめを認知した場合の適切な対応

- (1) 事故やけんかにおいても、単なる子どものいさかいとしていじめを見逃がさない。いじめの兆候を認知したときは、直ちに保護者や友人・関係者等から情報を収集し、事実関係の把握に努め、いじめ防止推進教師及び管理職への報告を正確かつ迅速に行う。また、重大ないじめ事案については、教育委員会への報告を迅速に行い、いじめ防止対策委員会を設置し、担任教諭のみならず、それぞれの教職員が責任を共有しながら、学校組織をあげていじめの解消に向けた的確な対応を行う。 **《正確で迅速な対応》**
- (2) いじめを行った生徒対しては、特別の指導計画による指導のほか、他の生徒の教育を受ける権利を保障する観点からの出席停止や、犯罪行為にあたり子どもの安全確保が必要な場合の警察等関係機関との連携協力等については、毅然とした対応を行う。 **《毅然とした対応》**
- (3) いじめの周辺にいる子どもたちや教職員の心のケアに配慮する。 **《心のケア対応》**

4 学校におけるいじめの問題に係る総点検の実施

- (1) 上記のいじめの未然防止、早期発見、いじめへの適切な対応の取組が、組織的かつ有効に機能しているか等について再点検を行う。 **《取組の再点検》**
- (2) 現在、把握しているいじめやいじめの兆候も含めた実態を改めて調査する。 **《いじめの実態調査》**

平成28年 9月 2日 一部改訂
 平成28年12月12日 一部改訂
 平成29年 2月 9日 一部改正
 平成29年 2月14日 一部改正
 平成30年 3月19日 一部改正
 平成31年 3月29日 一部改正
 令和 2年 4月 1日 一部改正